

# 千葉県病院局経営改善支援業務公募型プロポーザル募集要項

## 1 目的

本要項は、千葉県（以下「発注者」という。）の病院事業における医業収支の改善を図るため、具体的な経営改善策の提案、実行支援及び進捗管理を行う委託業者を選考するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務名称

千葉県病院局経営改善支援業務

## 3 業務内容

千葉県病院事業の医業収支の改善を図るため、具体的な経営改善策の提案、実行支援及び進捗管理を行う業務（詳細は、別紙「千葉県病院局経営改善支援業務に係る公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり）

## 4 委託場所

- (1) 市立青葉病院（千葉市中央区青葉町1273-2）
- (2) 市立海浜病院（千葉市美浜区磯辺3-31-1）
- (3) 病院局経営企画課（千葉市中央区千葉港2-1）

## 5 委託期間

契約締結日（平成30年8月を予定）から平成32年7月31日まで

## 6 委託金額の上限

総額	100,000,000円に消費税及び地方消費税を加算した額 (内訳)
平成30年度	38,000,000円(税抜)
平成31年度	50,000,000円(税抜)
平成32年度	12,000,000円(税抜)

※委託金額には交通費等本件委託を実施するために必要な全ての費用を含む。

## 7 選定方法

公募型プロポーザル方式により、提案内容を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者（受注候補者）として選定する。

## 8 参加資格

この提案に参加するものは、次に掲げる条件を満たす者とする。なお、複数の事業者により構成されたコンソーシアム（共同事業体）による参加も認めることとするが、一応募者の代表又は構成事業者が他の応募者の代表又は構成事業者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で次の各号にも該当しない者であること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 本件業務の業務提案書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
  - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - カ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を提案書の提出日から事業者の決定日までの間に受けている者
  - キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
  - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
  - ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
  - コ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (2) 平成25年度から平成29年度までに、250床以上の公立病院、公的病院又は大学病院において、仕様書における「業務内容」に関する委託を履行した実績を有するもの。ただし、業務内容のうち「経営診断業務」、「行動計画立案業務」、「集患対策の取組み（集患対策のうち「地域医療連携」の履行実績のみ）」、「診療報酬・DPCデータ分析による経営改善の取組み」及び「費用削減にかかる取組み」と同様の履行実績を有することを必須条件とする。

**「千葉市病院局経営改善支援業務に係る公募型プロポーザル仕様書」に記載した業務内容（抜粋）**

受注実績を求める業務内容は次の①～⑧とする。

- (1) 経営診断業務（①）
- (2) 行動計画立案業務（②）
- (3) 行動計画の実行支援業務
  - ③集患対策の取組み
  - ④診療報酬・DPCデータ分析による経営改善の取組み及び分析体制の構築
  - ⑤市からの一般会計繰入金算出方法の見直し（原価計算実施体制の構築）
  - ⑥費用削減にかかる取組み
  - ⑦経営改善にかかる人材育成の取組み（OJT、マニュアル化、研修）
- (4) 行動計画の進捗管理業務（⑧）
- (5) 報告業務・・・報告だけなので実績の提出は不要とする

- (3) 本募集要項の10に規定する「病院事業に関する説明会」に参加すること。
- (4) 契約締結時において、平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること（平成30年4月時点で未登録の場合は、同月に、同名簿への

登録の随時申請が開始されるので、必ず、登録申請を行うこと。)

## 9 参加者資格確認申請

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加者資格確認申請(申請書様式 1-1 又は申請書様式 1-2)を行うこと。なお、コンソーシアムで応募する場合は申請書様式 1-2 を使用すること。

### (1) 提出書類

- ア 履行実績についての契約書の写し
- イ 誓約書(申請書様式 2-1 及び申請書様式 2-2)
- ウ 市税完納及び特別徴収に関する証明書(市内に本店又は営業所を有する場合)
- エ 協定書等コンソーシアムを証する書類(コンソーシアムで応募する場合)
- オ 病院事業に関する説明会参加申込書(申請書様式 3)
- カ 平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿への登録申請の完了を証する書類※(平成30年4月時点で未登録の場合)

※入札参加資格審査申請を行う際に千葉県電子自治体共同運営協議会(共同受付窓口)に提出する実印を押印した「入札参加資格審査申請書」(団体個別書類)の写しを提出すること。

### (2) 提出部数 1部

### (3) 提出方法 千葉市病院局経営企画課(以下「経営企画課」という。)へ持参又は郵送

### (4) 提出期限 平成30年4月27日(金)午後4時まで

ただし、上記(1)カの提出書類は平成30年5月14日(月)午前11時まで

### (5) 参加者資格確認結果の通知

平成30年5月22日(火)に確認結果を通知する。

## 10 病院事業に関する説明会の開催

プロポーザル仕様書等の内容及び病院事業の現状を説明するため、市立青葉病院及び市立海浜病院において、説明会(以下「説明会」という。)を開催する。

### (1) 説明会の趣旨 本市の病院事業の現状等についての質疑応答等を通じ、事業者からの市立病院の特色を踏まえた効果的な提案を募るため。

- (2) 開催日時 平成30年5月11日(金)〔午後予定〕市立海浜病院  
5月14日(月)〔午後予定〕市立青葉病院  
時間は、説明会事業者数確定後に連絡する。

### (3) 開催の概要

- ・市立青葉病院、市立海浜病院において、本件委託のプロポーザルに参加を希望する事業者を集めて、説明会を開催する。
- ・当日の流れ

①	経営企画課より、仕様書等の説明
②	各病院より、病院の現状等の説明
③	業者からの病院の現状等に関する質疑応答

・事業者からの質疑応答時間は1事業者最大10分とする。

- (4) 出席者 2名以内
- (5) 申込方法 「病院事業に関する説明会参加申込書」(申請書様式3)に説明会への参加希望の旨を記載し提出すること。説明会時に、「病院の現状等」について質疑応答を希望する事業者は、事前に、質問事項を同申込書に記載のうえ、提出すること。  
なお、本プロポーザルの募集要項及び仕様書の内容について不明な点がある場合は、次項「1.1 質問書の提出と回答方法」のとおり質問書を提出すること。
- (6) 提出期限 平成30年4月27日(金)午後4時
- (7) 提出方法 経営企画課へ紙で持参又は郵送、合わせて電子メールでも提出すること。
- (8) 病院事業に関する基礎資料の公表(ホームページ上で公表)
  - ・病院事業会計決算書(平成24年～28年)
  - ・病院改革プラン(第1期～第4期)本文
  - ・病院改革プラン(第1期～第3期)進捗状況

## 1.1 質問書の提出と回答方法

本プロポーザルの募集要項及び仕様書の内容について不明な点がある者は、次のとおり質問書を作成して電子メールにて提出し、電話にて必ず到着確認をすること。

- (1) 受付期間 平成30年4月13日(金)～同年4月27日(金)午後4時まで
- (2) 質問様式 「千葉市病院局経営改善支援業務に係る質問書」(申請書様式4)に質問を記載のうえ、提出すること。
- (3) 回答方法 説明会開催時に回答又は平成30年5月18日(金)までに参加者全員に電子メールにて回答する。

## 1.2 提案書の提出

参加者は、次のとおり別添提案書作成要領に基づいて作成した提案書(提案書様式1～9)を提出すること。

- (1) 提出書類 別添「提案書作成要領」(提案書様式1～9)に定める。
- (2) 提出部数 15部(正本:1部、副本:14部〔複写可〕)  
正本の電子データをCD-R等に保存したものを1部作成すること。
- (3) 提出方法 千葉市病院局経営企画課へ持参又は郵送
- (4) 提出期限 平成30年6月11日(月)正午まで
- (5) その他
  - ア 提案書の内容に関し、確認又は説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。また、提出された書類以外に選考に必要な書類の提出を求める場合がある。
  - イ 提案書の作成などプレゼンテーションへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
  - ウ 提出された書類は、選考を行うために必要な範囲内において複製を作成することがある。
  - エ 提出された書類は、千葉市情報公開条例等に基づき公開する場合がある。

### 1 3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加者は、次のとおり提案書の内容のプレゼンテーションを実施し、それに対しヒアリングを実施する。

(1) 開催日 平成30年6月25日(月)

※時間は、プレゼンテーション参加事業者数確定後に連絡する。

※応募多数の場合は平成30年7月2日(月)午後も実施予定。

(2) 開催場所 千葉市病院局会議室

(3) 出席者 4名以内

(4) 説明者 業務を受注した場合の業務の「主担当者」が主な説明を行うこと。

※主担当者とは、主に「委託場所」において駐在し、仕様書における「行動計画の実行支援業務」を中心とした経営改善業務を担う者をいう。

(5) 実施方法

ア プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき実施することとするが、プロジェクターの使用も可とする。プロジェクターは病院局で用意するが、パソコン等その他プレゼンテーションに必要な物は持参すること。

イ プレゼンテーション実施後、ヒアリングを行う。プレゼンテーション時間は20分以内とし、ヒアリングを含め1社あたり40分を持ち時間とする。

(6) 審査

審査は、千葉市病院局経営改善支援業務委託契約プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行い、病院局次長、市立青葉病院長、市立海浜病院長、市立青葉病院事務長、市立海浜病院事務長、市立青葉病院医事室長、市立海浜病院医事室長、経営企画課長、経営企画課事業調整担当課長、管理課長、行政改革担当課長(業務改革推進課)、財政課長の12人を委員とする。

### 1 4 優先交渉権者(受注候補者)の選定

(1) 選定方法

書類審査及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、最も高得点のものを優先交渉権者(受注候補者)とし、次に得点の高かったものを次点優先交渉権者とする。

(2) 審査結果の通知

選考結果は、参加者全員に対し、平成30年7月9日(月)[予定]に通知する。

### 1 5 選定後の契約手続き

(1) 発注者と優先交渉権者は、提案内容等について協議したのち、公表している公募型プロポーザル仕様書に提案・協議内容を加えた仕様書を作成し、見積書徴収を経て、委託契約を締結する。

(2) 前号の手続きが不成立の場合は、順次、次点優先交渉権者以下と協議等を行い、委託契約を締結する。

(3) 平成30年7月時点で、平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されていない場合又は本募集要項の8(1)に該当することが判明した場合は失格となり、委託契約を締結しない。

## 16 その他

- (1) 1団体1応募とし、複数の応募はできない。
- (2) 本選定手続きに係る一切の費用は、全て参加者（応募者）の負担とする。
- (3) 契約締結にあたっては、契約保証金として、当該契約金額の100分の10以上の額を納めなければならない。ただし、千葉市病院局契約規程の規定により、その例による事とされる千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除する。
- (4) 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- (5) 本選定手続きにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

担当事務部門及び連絡先

千葉市病院局経営企画課企画班

住所：〒260-8722

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター10階

電話：043-245-5744

メールアドレス：kikaku.H0@city.chiba.lg.jp

## 《参考資料》

### 1 プロポーザル日程（予定）

(1) 募集要項公表	平成30年4月13日（金）
(2) 参加資格確認申請受付	平成30年4月13日（金）～4月27日（金）
(3) 病院事業に関する説明会参加受付	平成30年4月13日（金）～4月27日（金）
(4) 質問書の受付	平成30年4月13日（金）～4月27日（金）
(5) 病院事業に関する説明会	平成30年5月11日（金）・14日（月）
(6) 質問書への回答	平成30年5月18日（金）
(7) 参加資格結果の通知	平成30年5月22日（火）
(8) 提案書の締切	平成30年6月11日（月）
(9) プレゼンテーションの実施	平成30年6月25日（月）
	※予備日：平成30年7月2日（月）
(10) 選考結果通知	平成30年7月 9日（月）
(11) 契約手続	平成30年7月中
(12) 運用開始	平成30年8月

### 2 審査基準

次表の審査基準に従い、評価を行う。本件委託の履行を確保するため、審査の結果、審査委員会に出席した委員数に、100点（満点）を乗じた額の2割に達しない点数の事業者は失格とする。 ※例：出席委員12人の場合は、240点未満（12人×100点×0.2）が失格となる。

	評価項目	評価のポイント	点数
1	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営改善支援業務に関する受託業務内容数を評価する。</li> <li>経営改善支援業務に関する受託業務を行った受注病院数を評価する。</li> </ul>	15
2	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書の内容に即した提案であるか。</li> <li>市立病院の特色、現状、課題についての的確に把握しているか。</li> <li>短期的・中長期的に市立病院の経営改善に寄与し、実現可能な提案であるか。</li> <li>客観性にに基づき具体的手法が検討されている提案であるか。</li> <li>他病院の事例等を有効に活用できている提案であるか。</li> </ul>	35
3	支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に要求している業務内容に関して専門的知識を有した者が配属されているか。</li> <li>各工程における具体的な業務実施体制は妥当か（業務実施時期、配置人数、打合せ回数等）。</li> <li>全体のスケジュールは妥当であるか。</li> </ul>	20
4	経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務費用の予算枠内での削減額（予算上限額と見積金額との差額）を評価する。</li> </ul>	15
5	自由提案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な取組みへの意欲、セールスポイント、仕様書記載外の独自提案等</li> </ul>	15
合計			100